

山口県報

平成25年
3月29日
(金曜日)

目 次

| | | |
|----|--|---|
| 規則 | 知事の職務の代理に関する規則の一部を改正する規則(人事課)..... | 一 |
| | 職員等の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則(人事課)..... | 一 |
| | 山口県職員被服等貸与規則の一部を改正する規則(人事課)..... | 二 |
| | 山口県庁内管理規則の一部を改正する規則(管財課)..... | 二 |
| | 山口県公有財産規則の一部を改正する規則(管財課)..... | 三 |
| | 山口県予算規則の一部を改正する規則(財政課)..... | 三 |
| | 山口県文化芸術審議会規則の一部を改正する規則(文化振興課)..... | 三 |
| | 自治紛争処理委員の調停の手續に関する規則の一部を改正する規則(市町課)..... | 三 |
| | 山口県観光審議会規則の一部を改正する規則(観光振興課)..... | 四 |
| | 山口県会計規則の一部を改正する規則(会計課)..... | 四 |
| | 山口県物品規則の一部を改正する規則(物品管理課)..... | 五 |
| 訓令 | 山口県職員証取扱規程の一部を改正する訓令(人事課)..... | 五 |
| | 山口県職員記章取扱規程の一部を改正する訓令(人事課)..... | 五 |
| | 副知事の事務の分担に関する規程を廃止する訓令(人事課)..... | 五 |
| | 山口県職員健康管理規程の一部を改正する訓令(給与厚生課)..... | 六 |
| | 山口県公文書取扱規程の一部を改正する訓令(学事文書課)..... | 六 |
| | 山口県公印規程の一部を改正する訓令(学事文書課)..... | 七 |
| | 山口県本庁内防火・防災管理規程の一部を改正する訓令(管財課)..... | 七 |
| | 職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する訓令(管財課)..... | 七 |
| | 山口県広報事務取扱規程の一部を改正する訓令(広報広聴課)..... | 七 |
| | 基準点測量成果の写しの保管等に関する取扱規程の一部を改正する訓令(地域政策課)..... | 八 |
| | 職員の職務品種育成に関する規程の一部を改正する訓令(農林水産政策課)..... | 八 |

| | | |
|--------------------------------------|--|---|
| 山口県都市計画推進協議会規程の一部を改正する訓令(都市計画課)..... | 八 | |
| 告示 | 基準点測量成果の写しの閲覧に関する規程の一部改正(地域政策課)..... | 九 |
| | 山口県不動産鑑定業者登録簿閲覧所の設置に関する告示の一部改正(地域政策課)..... | 九 |
| 選管告示 | 山口県選挙管理委員会運営規程の一部改正..... | 九 |



知事の職務の代理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

山口県知事 山本 繁太郎

山口県規則第二十九号

知事の職務の代理に関する規則の一部を改正する規則

知事の職務の代理に関する規則(昭和五十一年山口県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

第一項を削り、第二項中「地方自治法」の下に、「(昭和二十二年法律第六十七号)」、を加え、「総合政策部、地域振興部」を「総合企画部、産業戦略部」に改め、同項の番号を削る。

附則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

山口県知事 山本 繁太郎

山口県規則第三十号

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置等に関する規則(昭和三十六年山口県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

別表第二の一の表出先機関の項中、「山口県立衛生看護学院及び」を削る。

附 則
この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

知事等の給与の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十五年三月二十九日
山口県知事 山 本 繁太郎

山口県規則第三十一号

知事等の給与の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

知事等の給与の特例に関する条例施行規則（平成二十一年山口県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。
第三条中、「衛生看護学院教頭」を削る。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

山口県職員被服等貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

山口県知事 山 本 繁太郎

山口県規則第三十二号

山口県職員被服等貸与規則の一部を改正する規則

山口県職員被服等貸与規則（昭和四十六年山口県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の3の項の次に次のように加える。

| | | | | |
|--|--------|-------------|----------|--|
| 3 の 職 員 で 秘 書 の 業 務 に 従 事 す る も の （ 女 ） | 制 制 | 服（上） （下） | 3年 3年 | |
|--|--------|-------------|----------|--|

別表第一の5の2の項中「総合企画部広報聴課」を「総合企画部広報聴課」に改め、同表5の3の項を削り、同表6の項中「地域振興部地域政策課」を「総合企画部地域政策課」に改め、同表7の項中「地域振興部観光交流同国際課」を「総合企画部国際課」に改め、同表17の項中「山口県立衛生看護学院又は」を削り、同表28の項中「林業

課併設職」を「林業課併設の職」に改め、同表28の2の項を削る。

別表第二の職員の範囲の欄中「林業課併設職」を「林業課併設の職」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の山口県職員被服等貸与規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により職員に貸与されている被服等は、改正後の山口県職員被服等貸与規則（以下「改正後の規則」という。）の相当規定により貸与されたものとみなす。この場合において、改正前の規則の規定により職員に貸与されていた被服等の貸与期間を改正後の規則の規定により職員に貸与されたものとみなされる被服等の貸与期間に通算する。

山口県庁内管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

山口県知事 山 本 繁太郎

山口県規則第三十三号

山口県庁内管理規則の一部を改正する規則

山口県庁内管理規則（昭和二十九年山口県規則第七十五号）の一部を次のように改正する。

「
山口県行政組織規則（昭和四十三年山口県規則第十五号）第八條若しくは第十五條に規定する局、課若しくは室、組織規程第三條に規定する課又は山口県教育委員会行政組織規則（昭和四十五年山口県教育委員会規則第十号）第十一條に規定する課が所管する室にあつては局長、課長又は室長
」

別表本庁の用に供する庁内の項中

を

産業戦略部が所管する室にあつては部次長

山口県行政組織規則（昭和四十三年山口県規則第十五号）第八条若しくは第十五条に規定する局、課若しくは室、組織規程第三条に規定する課又は山口県教育委員会行政組織規則（昭和四十五年山口県教育委員会規則第十号）第十一条に規定する課が所管する室にあつては局長、課長又は室長

に改める。

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則

山口県公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

山口県知事 山 本 繁太郎

山口県規則第三十四号

山口県公有財産規則の一部を改正する規則

山口県公有財産規則（昭和三十九年山口県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「課等」を「産業戦略部次長及び課等」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

山口県予算規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

山口県知事 山 本 繁太郎

山口県規則第三十五号

山口県予算規則の一部を改正する規則

山口県予算規則（昭和三十九年山口県規則第五十五号）の一部を次のように改正す

る。

第二条第五号中「第十二条第一項に規定する課長」の下に、「（産業戦略部にあつては、部次長）」を加える。

第三条第二項、第四条第一項及び第三項、第五条から第七条まで、第九条、第十二条第一項及び第二項、第十七条第一項、第十八条、第十九条第三号、第二十条第二項、第二十六条から第二十八条まで並びに第三十条中「総合政策部長」を「総務部長」に改める。

別表中「32」を削る。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、別表の改正規定は、公布の日から施行する。

山口県文化芸術審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

山口県知事 山 本 繁太郎

山口県規則第三十六号

山口県文化芸術審議会規則の一部を改正する規則

山口県文化芸術審議会規則（平成十九年山口県規則第四百号）の一部を次のように改正する。

第五条中「総合政策部スポーツ・文化局文化振興課」を「総合企画部スポーツ・文化局文化振興課」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

自治紛争処理委員の調停の手續に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

山口県知事 山 本 繁太郎

山口県規則第三十七号

自治紛争処理委員の調停の手續に関する規則の一部を改正する規則

自治紛争処理委員の調停の手續に関する規則（昭和二十八年山口県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「地域振興部市町課」を「総合企画部市町課」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

山口県観光審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

山口県知事 山 本 繁太郎

山口県規則第三十八号

山口県観光審議会規則の一部を改正する規則

山口県観光審議会規則（昭和四十五年山口県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第九条中「地域振興部観光交流局観光振興課」を「商工労働部観光振興課」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

山口県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

山口県知事 山 本 繁太郎

山口県規則第三十九号

山口県会計規則の一部を改正する規則

山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「山口県議会議務局総務課」の下に、「産業戦略部」を加え、「施設調整課、競技式典課及び障害者スポーツ大会課を除く。」を削る。

第六十条第二項の表を

| |
|--------------|
| 総務部給与厚生課長 |
| 総合政策部政策企画課長 |
| 総務部給与厚生課長 |
| 山口県教育庁教育政策課長 |
| 総務部給与厚生課長 |

を

| |
|-----------|
| 総務部給与厚生課長 |
| 総務部給与厚生課長 |

| |
|---------------|
| 総務部給与厚生課長 |
| 山口県人事委員会事務局次長 |
| 総務部給与厚生課長 |
| 山口県監査委員事務局次長 |
| 総務部給与厚生課長 |

を

| |
|-----------|
| 総務部給与厚生課長 |
|-----------|

に改める。

別表第一 山口県立大津高等学校の項を次のように改める。

| | |
|------------|--------------|
| 山口県立青嶺高等学校 | 山口県立美称青嶺高等学校 |
|------------|--------------|

別表第三 山口県立大津高等学校の出納員の項を次のように改める。

| | |
|------------------|--------------|
| 山口県立大津緑洋高等学校の出納員 | 山口県立大津緑洋高等学校 |
|------------------|--------------|

別表第四の六の項を次のように改める。

| | |
|-------------|------|
| 六 山口県立秋看護学校 | 事務局長 |
|-------------|------|

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第二条第五号の改正規定（「施設調整課、競技式典課及び障害者スポーツ大会課を除く。」を削る部分に限る。）及び第六十条第二項の表の改正規定は、公布の日から施行する。

山口県物品規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

山口県知事 山本 繁太郎

山口県規則第四十号

山口県物品規則の一部を改正する規則

山口県物品規則（昭和三十九年山口県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

別記第七号様式中「〔総合政策部長 総合政策部次長〕」を「〔総務部長 総務部次長〕」に改める。

別記第十号様式中「〔総合政策部長 総合政策部次長〕」を「〔総務部長 総務部次長〕」に改める。

別記第十四号様式中「〔総合政策部長 総合政策部次長〕」を「〔総務部長 総務部次長〕」に改める。

別記第十八号様式及び別記第十八号様式の二中「〔総合政策部長 総合政策部次長〕」を「〔総務部長 総務部次長〕」に改める。

「〔総務部長 総務部次長〕」に改める。

別記第十九号様式中「〔総合政策部長 総合政策部次長〕」を「〔総務部長 総務部次長〕」に改める。

別記第四十九号様式、別記第四十九号様式の二、別記第五十二号様式、別記第五十二号様式の二、別記第五十七号様式及び別記第五十九号様式の二中

「〔総合政策部長 総合政策部次長〕」を「〔総務部長 総務部次長〕」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。



山口県訓令第1号

山口県職員証取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

山口県知事 山本 繁太郎

山口県職員証取扱規程の一部を改正する訓令

山口県職員証取扱規程（昭和三十二年山口県訓令第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「出先機関の長」の下に、「産業戦略部にあつては、部次長」を加える。

第八条第一項中「課等（）」の下に「産業戦略部」を加える。

附 則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

山口県訓令第2号

山口県職員証取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

山口県知事 山本 繁太郎

山口県職員証取扱規程の一部を改正する訓令

山口県職員証取扱規程（昭和三十二年山口県訓令第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「出先機関の長」の下に、「産業戦略部にあつては、部次長」を加える。

附 則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

山口県訓令第3号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関
山口県労働委員会事務局

庁 中 一 般
各 出 先 機 関
山口県労働委員会事務局

各 出 先 機 関
 会 計 管 理 局
 山 口 県 教 育 庁
 山 口 県 警 察 本 部
 山 口 県 議 会 事 務 局
 山 口 県 監 査 委 員 会 事 務 局
 山 口 県 人 事 委 員 会 事 務 局
 山 口 県 労 働 委 員 会 事 務 局

副知事の事務の分担に関する規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

山口県知事 山本 繁太郎

副知事の事務の分担に関する規程を廃止する訓令
 副知事の事務の分担に関する規程（平成二十四年山口県訓令第八号）は、廃止する。
 附 則
 この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

山口県訓令第四号

庁 中 一 般
 各 出 先 機 関
 山 口 県 労 働 委 員 会 事 務 局

山口県職員健康管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

山口県知事 山本 繁太郎

山口県職員健康管理規程の一部を改正する訓令

山口県職員健康管理規程（昭和五十年山口県訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中、「山口県錦川総合開発事務所及び山口県宇部小野田湾岸道路建設事務所」を、「及び山口県錦川総合開発事務所」に改め、同条第五号中、「出先機関の長」の下に、「（産業戦略部にあつては、部次長）」を加える。

第九条第一項中、「課等（）」の下に、「産業戦略部」を加え、「地域政策課」を削

り、「医務保険課」の下に「長寿社会課」を加え、「農林水産政策課及び森林企画課」を「及び農林水産政策課」に改め、「地域政策課（中山間地域づくり推進室を含む）」を削り、「地域医療推進室を含む（）」の下に「長寿社会課（ねんりんピック推進室を含む（）」を加え、「及び流通企画室」及び「森林企画課（全国植樹祭推進室を含む（）」を削る。

第十二条第一項中、「結核健康診断」を削り、同条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

第十四条第二項中、「定期健康診断及び結核健康診断」を「及び定期健康診断」に改める。

附 則
 この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第十二条及び第十四条第二項の改正規定は、同年三月二十九日から施行する。

山口県訓令第五号

庁 中 一 般
 各 出 先 機 関

山口県公文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

山口県知事 山本 繁太郎

山口県公文書取扱規程の一部を改正する訓令

山口県公文書取扱規程（昭和二十八年山口県訓令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第四条中「組織の長を含む」の下に「ものとし、産業戦略部にあつては、部次長とする」を加える。

第五条第一項中「含む」の下に「ものとし、産業戦略部にあつては、部とする」を加える。

別表第三発信者名の欄中「課長名」の下に「（産業戦略部にあつては、部長名）」を加える。

附 則
 この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

山口県訓令第六号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

山口県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

山口県知事 山 本 繁太郎

山口県公印規程の一部を改正する訓令

山口県公印規程（昭和三十一年山口県訓令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「含む」の下に「ものとし、産業戦略部にあつては、部次長とする」を加える。

別表第一部長印の項中「地域政策課長」を「産業戦略部次長」に改め、同表局長印の

| | | | | | | |
|----|----------|----|---|---|----------|----|
| 項中 | スポーツ推進課長 | 一個 | を | 二 | スポーツ推進課長 | 一個 |
| | 観光振興課長 | 一個 | | | 会計課長 | 一個 |
| | 会計課長 | 一個 | | | | |

に改め、同表課長印の項中「五九」を「六〇」に、「五六課長」を「五七課長」に改

め、同表室長印の項中「一一」を「九」に改め、「中山間地域づくり推進室長」を

削り、「地域医療推進室長」一個を「地域医療推進室長
ねんりんピック推進室長」一個に改め、

「流通企画室長」一個
「全国植樹祭推進室長」一個
を削る。

附 則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

山口県訓令第七号

庁 中 一 般

山口県本庁内防火・防災管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

山口県知事 山 本 繁太郎

山口県本庁内防火・防災管理規程の一部を改正する訓令

山口県本庁内防火・防災管理規程（昭和五十年山口県訓令第九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第二号中「課長」の下に「（産業戦略部にあつては、部次長）」を加える。

附 則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

山口県訓令第八号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関
山口県労働委員会事務局

職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

山口県知事 山 本 繁太郎

職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する訓令

職員の職務発明等に関する規程（平成元年山口県訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「山口県行政組織規則」を「産業戦略部、山口県行政組織規則」に改め、同条第四号中「出先機関の長」の下に「（産業戦略部にあつては、部次長）」を加える。

附 則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

山口県訓令第九号

庁 中 一 般

各 出 先 機 関
山口県広報事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十五年三月二十九日
山口県知事 山 本 繁太郎

山口県広報事務取扱規程の一部を改正する訓令

山口県広報事務取扱規程（昭和四十年山口県訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「部広報主任は、」の下に「産業戦略部にあつては部次長が指定する職員、その他の部にあつては」を加え、「指名する」を「指定する」に、「総合政策部政策企画課」を「総合企画部政策企画課」に改める。

第五条中「翌翌月」を「翌々月」に、「総合政策部広報広聴課長」を「総合企画部広報広聴課長」に改める。

第六条及び第七条中「総合政策部広報広聴課長」を「総合企画部広報広聴課長」に改める。

第八条第一項中「翌翌月」を「翌々月」に改める。

第九条第一項中「総合政策部広報広聴課長」を「総合企画部広報広聴課長」に、「翌翌月」を「翌々月」に改め、同条第二項及び第三項中「総合政策部広報広聴課長」を「総合企画部広報広聴課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

山口県訓令第十号

庁 中 一 般

基準点測量成果の写しの保管等に関する取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

山口県知事 山 本 繁太郎

基準点測量成果の写しの保管等に関する取扱規程の一部を改正する訓令

基準点測量成果の写しの保管等に関する取扱規程（昭和二十九年山口県訓令第三十六

号）の一部を次のように改正する。

第二条中「地域振興部地域政策課」を「総合企画部地域政策課」に、「地域振興部長」を「総合企画部長」に改める。

第五条第二項中「地域振興部長」を「総合企画部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

山口県訓令第十一号

各 出 先 機 関
山口県労働委員会事務局

職員の職務品種育成に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

山口県知事 山 本 繁太郎

職員の職務品種育成に関する規程の一部を改正する訓令

職員の職務品種育成に関する規程（平成二年山口県訓令第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「山口県行政組織規則」を「産業戦略部、山口県行政組織規則」に改め、同条第四号中「出先機関の長」の下に「（産業戦略部にあつては、部次長）」を加える。

附 則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

山口県訓令第十二号

各 出 先 機 関
山口県知事 山 本 繁太郎

山口県都市計画推進協議会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

山口県知事 山 本 繁太郎

山口県都市計画推進協議会規程の一部を改正する訓令

山口県都市計画推進協議会規程（昭和四十四年山口県訓令第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「総合政策部長 地域振興部長」を「総務部長 総合企画部長」に改める。

別表第二総合政策部の項及び地域振興部の項を次のように改める。

| | |
|-------|--|
| 総務部 | 防災危機管理課長 |
| 総合企画部 | 政策企画課長 統計分析課長 地域政策課長 中山間地域づくり推進課長 市町課長 |

別表第二環境生活部の項中「県民生活課長 人権対策室長」を「県民生活課長」に改め、同表商工労働部の項中「経営金融課長」を「経営金融課長 交通政策課長」に改め、同表農林水産部の項中「農業経営課長 農業振興課長」を「団体指導室長 企画流通課長」に、「森林整備課長 水産振興課長」を「森林整備課長」に改める。

附則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。



山口県告示第四百十号

基準点測量成果の写しの閲覧に関する規程（平成元年山口県告示第六百五十号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月二十九日

山口県知事 山本 繁太郎

第一条中「地域振興部地域政策課」を「総合企画部地域政策課」に改める。
附則

この規程は、平成二十五年四月一日から施行する。

山口県告示第四百十一号

山口県不動産鑑定業者登録簿閲覧所の設置に関する告示（昭和四十一年山口県告示第五百十号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から施行する。

平成二十五年三月二十九日

山口県知事 山本 繁太郎

「山口県地域振興部地域政策課内」を「山口県総合企画部地域政策課内」に改める。



山口県選挙管理委員会告示第三十七号

山口県選挙管理委員会運営規程（昭和三十五年山口県選挙管理委員会告示第四号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月二十九日

山口県選挙管理委員会委員長 中村 正昭

第十三条第二項及び第四項並びに第十四条第三項中「及び主任主事」を、「主任主事及び主事」に改める。

第十九条第一項中「及び山口県税事務所」を削る。

第二十一条第二項中「地方事務局が置かれた」、「又は県税事務所」及び「又は所長」を削る。

第二十二条第二項及び第三項を次のように改める。

2 局長は、県民局の局長をもつて充てる。

3 次長は、県民局の次長をもつて充てる。

附則

この規程は、平成二十五年四月一日から施行する。

平成
二十五年
三月
二十九日
印刷

発行
行人所

山口
県
知事
庁